職員の特別給に関する報告(意見)

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている下で、その代償措置としての機能を有するものである。また、住民に対する説明責任を果たし、理解と納得を得るためにもその役割は重要である。

このため、本委員会は、地方公務員法に基づき、職員の給与水準を民間従業員の給与水準に均衡させることを基本に、公民較差の精確な算定を行い、その確実な解消を図り、適正な給与水準を確保するよう勧告を行ってきた。

本委員会は、本年もこうした観点から職員及び民間従業員の給与等の実態、 生計費その他職員の給与決定に関する諸事情についての調査・研究を行って いるところである。

本年の「職種別民間給与実態調査」(以下「民間給与調査」という。)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、6月から7月までの特別給(賞与)等に関する調査と8月から9月までの月例給に関する調査の2回に分けて実施したことを踏まえ、今回は、調査結果の集計が完了した特別給に関してのみの報告とし、特別給以外の給与に関しては別途必要な報告及び勧告を行うこととする。

特別給に関する報告(意見)の内容は、以下のとおりである。

1 民間従業員の特別給(賞与)の状況

(1) 民間給与調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精確な比較を行うため、「民間給与調査」を実施した。この調査は、都内に所在する調査対象産業の事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の10,910事業所の調査母集団から、1,228事業所を無作為に抽出して実施した。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳し い環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。 「民間給与調査」のうち、昨年8月から1年間の特別給(賞与)等に関する調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法で先行して行い、調査完了事業所は、調査の協力が得られなかった事業所等を除く794事業所である。

産業別調査事業所数

	調査事業所数	
産 業	(無作為抽出)	うち調査完了
	事業所	事業所
農業,林業、漁業	2	2
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建 設 業	93	65
製造業	242	176
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業	309	192
卸 売 業 , 小 売 業	206	129
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	113	72
教育, 学習支援業、医療,福祉、サービス業	263	158
計	1, 228	794

⁽注) 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(2) 民間給与調査の結果

本年の「民間給与調査」のうち、特別給(賞与)等に関する調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間従業員に支給された特別給(賞与)の平均所定内給与月額に対する支給割合は、年間4.57月分であり、職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数4.65月分を0.08月分下回っている。

民間における特別給(賞与)の支給状況

	下 半 期	上 半 期
平均所定內給与月額	393,603 円	391,333 円
特別給の支給額	879,766 円	913,669 円
特別給の支給割合	2.24 月分	2.33 月分
特 別 給 年 間 計	4.57 月分	

⁽注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から7月までの期間をいう。

2 国家公務員の給与

人事院は、10月7日に国家公務員の給与等に関する勧告を行った。特別 給について、民間事業所における支給割合が年間4.46月分であることから、 民間との均衡を図るため、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当 において支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とした。

なお、同勧告において、月例給については調査結果に基づき改めて必要 な報告及び勧告を行うこととした。

3 特別給の改定

(1) 改定すべき事項

民間事業所における支給割合が職員の年間支給月数を下回っていることを踏まえ、期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き下げて4.55月分とする。指定職給料表適用職員については3.45月分、再任用職員については2.40月分、指定職給料表の適用を受ける再任用職員については1.80月分となるよう、それぞれ0.05月分引き下げる。

支給月数の引下げは、民間従業員の特別給における考課査定分の割合及び国の勧告内容を考慮し、期末手当で行うことが適当である。

また、勤勉手当が支給されない特定任期付職員等については、期末手 当の支給月数を0.05月分引き下げて3.45月分とする。

(2) 実施時期

上記の改定は、本年12月期の期末手当から実施することが適当である。

4 勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員 の給与について適正な水準を確保するためのものであり、都民の理解と納 得を得ながら職員給与を決定する方式として定着している。

議会及び知事においては、このような給与勧告制度の趣旨等を理解され、 勧告のとおり実施されるよう望むものである。